

虐待防止及び身体拘束等適正化マニュアル

法人名：アイネライフサービス株式会社

事業所名：愛音キッズクラブ

1. 目的

このマニュアルは、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、当事業所【愛音キッズクラブ】における障害児への虐待の発生を未然に防止するための体制及び虐待が発生した場合の対応等を定め、児童の権利利益の擁護を目的とする。

2. 本指針における虐待の定義

本指針における虐待の定義は以下の通りとする。

区分	内容と具体例
身体的虐待	暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与えること。組織によって適切に検討されずに行われた身体的拘束についてもこれに該当する。 【具体的な例】 殴る、蹴る、つねる、やけどを負わせる、椅子や壁に縛り付ける、髪、耳、鼻など強く引っ張る、おやつ等を与えない、引きずる、衣服を掴んで強制するなど
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること。（表面上は同意をしているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある） 【具体的な例】 性交、性器への接触、性的行為を強要する、介助の必要性が無いのにも関わらず裸にする、本人の前でわいせつな言葉を発する、わいせつな映像を見せる 更衣やトイレ等の場面を覗く、映像や画像を撮影するなど
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、差別的に扱う、人格を貶めるような扱いをする、無視するなど
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や排泄等の身の世話や介助をしない等により障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 食事や水分を十分に与えない、汚れた服を着させ続ける、排泄の介助をしない、身体的虐待や心理的虐待を放置するなど
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 本人の預貯金を本人の同意なく勝手に使用するなど

3. 虐待における施設としての役割

児童虐待防止法5条には「児童福祉施設職員は児童虐待の早期発見に努めなければならぬ」と努力義務が課せられている。それを踏まえ、虐待やその兆しを発見しやすい立場にある事を自覚し、「虐待の早期発見」につとめなければならない。また「虐待の発生予防」や「虐待が発生している家庭への援助」という役割も重要である。

① 虐待防止及び身体拘束等適正化における体制の設備

- ・ 最高責任者及び事業所の管理者等を委員とする虐待防止委員会を設置し、最高責任者または委員長が必要と認めた場合、これを招集し開催する。
- ・ 虐待防止チェックリストを活用し、利用者に対する支援の適否等について振り返り行う。

② 虐待の発生予防

- ・ 職員や保護者同士の交流を通じて、育児不安を和らげ助言・援助を行う。
- ・ 風通りの良い職場づくりを行うと共に、職員研修などを通して知識・技術の向上に努める
- ・ 利用者一人ひとりの立場に立って考え行動する。

③ 虐待の早期発見

- ・ 利用者の様子、家庭の様子への観察を怠らず、変化を見逃さないようにする。
- ・ 虐待の可能性が疑われたら、虐待防止委員会へ報告する。
- ・ ヒヤリハットを活用した事例検討会を行い、情報の共有をする。

④ 虐待が発生している家庭の援助

- ・ 虐待防止委員会と役割分担し、チームとして対応する。
- ・ 信頼関係を保持しながら、関係機関と連携して援助する。

【利用者への対応】

- ・ 利用者の味方である事を伝え、安心感をもたせる。
- ・ 気持ちや思いを充分に受け止め、子どもが愛されているという実感を持てるように関わる
- ・ 自己達成感を通じて自信がもてるような機会をつくる。
- ・ 利用者の安全を最優先に考え、見守りの中でかすかな変化が見られた場合、速やかに関係機関に連絡する。

【保護者への対応】

- ・ 子育ての不安、悩み等について共に考え気づきを援助する。
- ・ 追及や避難をせず、追い詰めたりしない。
- ・ できるだけ接触の機会を多くするように心がける。
- ・ 関係機関との連携を行いながら、一緒に考えていく。

4. 施設職員が留意すべき事項

① 職員一人ひとりの意識の重要性

- ・ 障害の程度等に関わらず、常に利用者の人格や権利を尊重すること。
- ・ 職員は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に沿った言動を心がけること。
- ・ 虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差がある事を認識すること。

② 基本的な心構え

- ・ 利用者との人間関係ができていないと思わないこと。
- ・ 利用者が職員の言動に対して虐待との意志表示をした場合は、その言動を繰り返さないこと。
- ・ 虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。
- ・ 虐待と思われる言動等が職員になった場合には「虐待防止委員会」に報告する等の措置を講ずること。

5. 身体拘束の禁止について

障害者虐待防止法では「適正な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされている。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできなない取り組みである。

【具体例】

- ・ 車椅子やベッド等に縛り付ける。
- ・ 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ・ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ・ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

6. やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となる。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもない身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高い事を確認する必要がある。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える方法がないことが要件となる。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わず支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体うい保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員

で確認する必要がある。また、拘束の方法についても利用者本人の状態等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となる。一時性を判断する場合には、本人状態等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある。

7. やむを得ず身体拘束を行う時の手続き

① 組織員よる決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要がある。この場合、管理者、児童発達支援管理責任者（サービス管理責任者）、運営規定に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切となる。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画書に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載する。これは会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものとする。ここでも、利用者個人のニーズに応じた個別の支援を検討する事が重要となる。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得る事が必要となる。

③ 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録する。

8. 発見・通報

- ・ギヤ軀体に気が付いた職員は、まずは虐待を受けている利用者の安全を最優先すること。
- ・虐待の状況、利用者の様子を確認すること。
- ・関係機関に連絡し、対応について協議する
(虐待でないとは認識できるまでは虐待事案として対応する)
- ・情報を共有し、支援に関わっている関係機関全体で対応していく。

(附則)

2025年4月1日 改訂